

# 問 定額減税の対象者は

## 町長 広報、公式ラインなどで周知

**定額減税の対象者は**

町民がわかりやすい  
フローチャートの図解  
で周知しないのか。

町長6月号広報や住民  
税納税通知書で周知し  
ているので、現在のと  
ころ未定である。

問すでに7万円と10万  
円を給付された方は、  
今回の対象か。

町長住民税非課税均等  
割世帯で給付されてい  
る世帯は、今回対象で  
ある。

問先の給付申請におい  
て、未申請者や辞退者  
は、今回の対象か。

町長対象外である。

問町道民税を一人1万  
円を引くが、均等割4  
千円、森林環境税千円  
も引くのか。

町長引くのは所得割の  
みで均等割、森林環境  
税は納付である。

問町職員は町の費用で  
処理されているが、町  
民への支援の考えは。

町長国が求めているた  
め、国などへの働きか  
けは難しい。

町長国が求めているた  
め、国などへの働きか  
けは難しい。

税は納付である。

**定額減税の事務処理  
費用の支援の考えは**

町長国が求めているた  
め、国などへの働きか  
けは難しい。

問町から通知書を発送  
する時期は。

町長国から示される算  
定資料と税のシステム  
を連携し、支給額を決  
定後対象者に案内する。  
また、広報、ホーム  
ページ、公式ラインで  
周知する。

問住民の基準日、扶養  
親族の基準日は、  
町長住民の基準日は、  
令和6年6月3日。扶  
養親族の基準日は、令  
和5年12月31日。所得  
税は、令和6年12月31  
日である。

問町から通知書を発送  
する時期は。

町長国から示される算  
定資料と税のシステム  
を連携し、支給額を決  
定後対象者に案内する。  
また、広報、ホーム  
ページ、公式ラインで  
周知する。

**調整交付金の基準日**

町長住民の基準日は、  
令和6年6月3日。扶  
養親族の基準日は、令  
和5年12月31日。所得  
税は、令和6年12月31  
日である。

町長住民の基準日は、  
令和6年6月3日。扶  
養親族の基準日は、令  
和5年12月31日。所得  
税は、令和6年12月31  
日である。

町長住民の基準日は、  
令和6年6月3日。扶  
養親族の基準日は、令  
和5年12月31日。所得  
税は、令和6年12月31  
日である。

町長住民の基準日は、  
令和6年6月3日。扶  
養親族の基準日は、令  
和5年12月31日。所得  
税は、令和6年12月31  
日である。

町長住民の基準日は、  
令和6年6月3日。扶  
養親族の基準日は、令  
和5年12月31日。所得  
税は、令和6年12月31  
日である。

町長住民の基準日は、  
令和6年6月3日。扶  
養親族の基準日は、令  
和5年12月31日。所得  
税は、令和6年12月31  
日である。

町長住民の基準日は、  
令和6年6月3日。扶  
養親族の基準日は、令  
和5年12月31日。所得  
税は、令和6年12月31  
日である。

町長住民の基準日は、  
令和6年6月3日。扶  
養親族の基準日は、令  
和5年12月31日。所得  
税は、令和6年12月31  
日である。

町長住民の基準日は、  
令和6年6月3日。扶  
養親族の基準日は、令  
和5年12月31日。所得  
税は、令和6年12月31  
日である。

町長住民の基準日は、  
令和6年6月3日。扶  
養親族の基準日は、令  
和5年12月31日。所得  
税は、令和6年12月31  
日である。

町長住民の基準日は、  
令和6年6月3日。扶  
養親族の基準日は、令  
和5年12月31日。所得  
税は、令和6年12月31  
日である。

町長住民の基準日は、  
令和6年6月3日。扶  
養親族の基準日は、令  
和5年12月31日。所得  
税は、令和6年12月31  
日である。

町長住民の基準日は、  
令和6年6月3日。扶  
養親族の基準日は、令  
和5年12月31日。所得  
税は、令和6年12月31  
日である。

町長住民の基準日は、  
令和6年6月3日。扶  
養親族の基準日は、令  
和5年12月31日。所得  
税は、令和6年12月31  
日である。

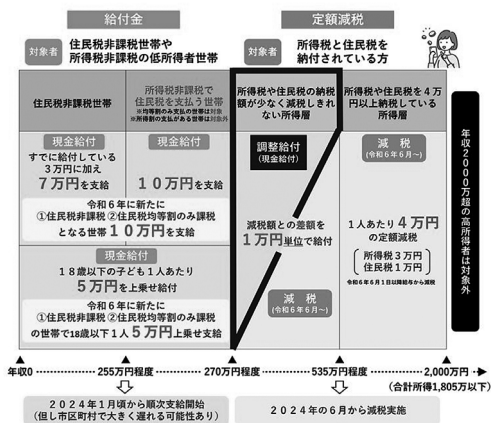
町長住民の基準日は、  
令和6年6月3日。扶  
養親族の基準日は、令  
和5年12月31日。所得  
税は、令和6年12月31  
日である。



むらぐち てつや  
村口 鉄哉 議員

定額減税は、各自  
確認を

### 定額減税と調整給付のイメージ

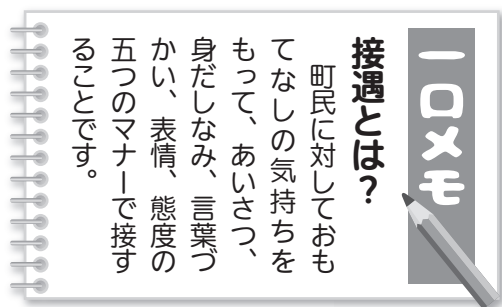


# 問

## 町民に対する接遇の研修は

### 町長

## 今後の実施を考える



一〇メモ

接遇とは？  
町民に対しておも  
てなしの気持ちを  
もって、あいさつ、  
身だしなみ、言葉づ  
かい、表情、態度の  
五つのマナーで接す  
ることです。

問接遇マニュアルの作  
成、研修の実施は。  
町長接遇などは、新人  
職員に対し、資料を配  
布している。  
問全職員に配布する考  
えは。  
町長あいさつを含め、  
町民から指摘もあるの  
で、対応の研修を考え  
ていく。

